

第141回東京都自然環境保全審議会

速 記 録

平成30年 3 月 7 日（水）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後 2 時 0 0 分開会)

○成澤計画課長 定刻となりましたので、ただいまより第141回「東京都自然環境保全審議会」を開会させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、定足数について御報告をいたします。本日現在、審議会委員及び臨時委員の総数は36名でございます。ただいまの出席者数は24名でございます。過半数の御出席をいただいておりますので、審議会規則の規定によりまして会議が成立しておりますことを御報告いたします。

本日の議事でございますけれども、お手元の会議次第をごらんください。

本日の審議案件は2件、計画部会案件が1件と鳥獣部会関係の案件が1件となっております。いずれの案件につきましても、事務局から事案の概要を説明させていただきまして、その後、各部長から部会での審議結果について御報告をいただきます。その後、委員の皆様は御審議をいただきたいと存じます。

報告事項につきましては、2件とも事務局から御説明の後、委員の皆様は御意見、御質問等をいただきたいと存じます。

なお、御発言をいただく場合には挙手をしていただきまして、会長から指名がございましたら、係員がマイクをお持ちいたしますので、その後マイクを持って御発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

最初に、資料の確認をさせていただきます。

諮問第443号「東豊田緑地保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更について」に関する資料といたしまして、資料1-1、A3の資料1-2、A4縦の資料1-3の3種類。

諮問第444号「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について」に関する資料といたしまして、A4縦の資料2-1、A4横の資料2-2、A4縦の厚い冊子の資料2-3の3種類。

報告事項「高尾・陣場地区自然公園管理運営計画の策定について」に関する資料といたしまして、A3の資料3。

報告事項「東京港鳥獣保護区の一部指定解除について」に関する資料といたしまして、A4の資料4。

その後ろに参考資料といたしまして、参考資料1は委員名簿。

参考資料2が、諮問文の写し。2枚組でございます。

参考資料 3 といたしまして、保全地域に関する A3 の資料。

参考資料 4 として、東豊田保全地域の保全計画書。

参考資料 5 が、パブリックコメント及び利害関係者の意見照会結果となっております。

以上の資料はお手元にありますか。不足する資料がございましたら、手を挙げて事務局までお知らせいただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

以降の進行につきましては、田中会長、よろしくお願いいたします。

○田中会長 会長の田中です。

本日は、皆様、年度末の大変お忙しいところ御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより審議に入ります。

本日、御審議いただきます案件の諮問文は、参考資料としてお手元に配付してありますので朗読は省略させていただきます。

また、委員の皆様へのお願いとなりますけれども、本審議会は「都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議する」ことを目的として設置されたものでありますので、本日の審議に当たりましても「自然の保護と回復を図る」という観点から御審議いただきますよう御協力をお願いいたします。

それでは、計画部会案件の諮問第 443 号「東豊田緑地保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更について」、初めに事務局から説明をお願いいたします。

○内藤緑環境課長 自然環境部緑環境課長の内藤でございます。よろしくお願いいたします。

第 23 期の審議会では、保全地域に関する審議は初めてですので、審議に先立ちまして、A3 カラー刷りの参考資料 3 を活用しまして、まず、保全地域制度の概要を御説明したいと思います。

左上の 1 をごらんください。

東京は都市化が進行し、緑が減少してきたことを踏まえ、自然保護条例に基づきまして、都はさまざまな緑施策を実施しております。このうち、今回、審議対象となる保全地域制度は、都民の財産である貴重な自然を後世に残していくために、都が自然地を保全地域として指定をし、良好な状態で保全する制度でございます。

下の 2 をごらんください。

写真にありますとおり、里山や雑木林などが既に保全地域に指定されておりますが、こう

した保全地域においては、宅地造成などの開発行為が制限をされることになりますので、継続的に自然を保全できることになります。

都は、これまで50カ所、面積にいたしましておよそ758ヘクタールを保全地域に指定しております。

右上の3をごらんください。

都は、保全地域でさまざまな保全事業を実施しております。

「（１）地域と連携した保全活動の実施」では、地元住民やNPO、市町村などと連携をしまして、間伐・下草刈りを継続的に行う保全活動を展開して、良好な状態で緑を保全する取り組みを進めております。

「（２）希少種保全策の推進」では、保全地域には多くの絶滅危惧種、いわゆる希少種が生息し、生物多様性の宝庫となっております。したがって、地域団体や専門家と連携をしまして、こうした生き物が生存できる環境整備も進めております。

「（３）都民の自然体験活動の推進」におきましては、多くの都民の方々に自然のすばらしさ、また、その保全の重要性を知っていただくために、初心者の方が気軽に保全活動、下草刈りや、写真では木を切っておりますが、こういった体験ができるプログラムを実施しております。

事業開始後、これまでの約２年間で、1,000名を超える方に保全地域に来ていただいております。

このように保全地域制度は、東京の自然を都民の皆様とともに守る仕組みとなっております。

保全地域制度については以上でございます。

続きまして、今回の審議事項でございます諮問第443号「東豊田緑地保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更について」、御説明をしていきます。

資料１－１は、今回の保全地域の拡張、保全計画の変更について案をお示ししておりますが、これまでの経緯であるとか、区域の拡張を予定している区域の詳細については、A3の資料１－２「（説明書）」を用いて審議内容について御説明いたします。

１ページの左上をごらんください。

東豊田緑地保全地域につきましては、昭和50年12月26日に指定された、面積約６ヘクタールの保全地域でございます。この保全地域は、JR中央線豊田駅から徒歩10分程度の距離にありまして、市街地に残された貴重な樹林地でございます。

下の写真にありますように、日野台地が浅川によって侵食されたへりというか、ちょうど台地の境に沿うように、全長約600メートルの細長い樹林地で構成をされております。

右上の断面図をごらんいただきたいのですが、東豊田緑地保全地域がちょうど日野台地のへりの急斜面に位置しているのがわかると思います。こうした急傾斜地は段丘崖と呼ばれておりますが、こういった地形では一般的に地下水が湧き出ていることが多く、この地域におきましても、下の写真にございますように、日野市内最大の湧水地として豊かな湧き水を見ることができます。

日野市は、保全地域として指定された後の昭和58年から、この保全地域の一部を黒川清流公園として整備し、右上の写真にございますように、市民が水と緑に親しめる場所を提供しております。

2 ページには、東豊田緑地保全地域の自然環境の概況をまとめてございます。この経過につきましては、都が平成24年に実施をいたしました自然環境調査の結果をもとに整理をしております。

左下の図は現在の植生図でございます。保全地域の大部分を緑色で示したコナラクヌギ群集、いわゆる雑木林で構成されております。

このほかに特徴的な植生としまして、ちょっとわかりにくいのですが、紫色で示したハンノキ群落、水色で示した湿性植物群落が保全地域の東側に点在しております。これらの植物群落は、保全地域に指定された昭和50年当時には存在していなかったのですが、その後の黒川清流公園の整備の際に湧き水の池を整備した結果、水辺環境を好むハンノキ群落、湿性植物群落が発達してきたと考えられております。

3 ページは、東豊田緑地保全地域に生息する生き物についてまとめております。

左下の表には、自然環境ごとの主な植物もしくは希少植物を整理しております。

表の右の欄の希少種の写真を見ていただきますと、下草刈りがなされた雑木林に生育するキンラン、キツネノカミソリなどが確認をされております。

一番下の湿性草地、少し水気の多い草地になるのですが、カキランなど湿地を好む希少植物が確認をされております。

右の表には、動物・昆虫類についてまとめております。

写真でお示ししていますように、樹林地や草地にはカブトムシやオンプバッタなどの多様な生き物がおり、希少種としてヒガシニホントカゲやニホンカナヘビなども生息しております。

一番下の水辺環境では、希少種としてハラビロトンボなどの昆虫のほか、アブラハヤ、ムサシノジュズカケハゼ、サワガニなど、魚類、甲殻類も生息をしております。

以上の結果から、東豊田緑地保全地域の特徴といたしまして、広大な雑木林を背景に、カブトムシなどの多様な生き物が生育していることに加えて、豊かな水辺環境が存在することで、この保全地域内に息づく生き物の多様性を一層豊かにしていることが挙げられます。

4 ページでは、保全地域内の湧水量についてまとめております。

左上の水系図をごらんいただきますと、この保全地域は、多摩川の主流であります浅川の水系にあり、右下の断面図にありますように、日野台地の端から、雨水が蓄えられた水であるとか、浅川の伏流水が湧き出ています。

左下の図を見ていただきますと、今回、保全地域の拡張予定地付近に湧水地点Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとございますが、この位置を示しております。この3地点の湧水量を右のグラフでまとめております。

湧水地点Ⅰは保全地域内の最大の湧水地点で、青い棒が夏場のデータになるので、青い棒を中心に見ていただきたいのですが、夏場の1日当たりの平均湧水量は300～500トンに達しております。湧水地点Ⅱにおきましても、1日当たりの平均湧水量は400トン前後。湧水地点Ⅲでは30～40トンでありました。こうした豊かな湧水を背景に、保全地域内の1日当たりの湧き水の総量はおおよそ2,400トンと試算されておまして、日野市最大の湧水地となっております。

繰り返しになりますが、こうした豊かな湧き水の存在が、この保全地域内の生き物の多様性を豊かにしていると考えております。

東豊田緑地保全地域の全体の概要の説明については以上ですが、5 ページから、今回の審議対象となります追加指定候補地の概要について引き続き御説明いたします。

5 ページの左上の地図をごらんください。今回、追加指定する区域を緑色で示しておりますが、保全地域の北側に隣接する2カ所の雑木林で、候補地①は2,270平方メートル、候補地②は462平方メートルの面積であります。

左下の図には、候補地①、②のこれまでの経緯をまとめております。日野市は、平成3年から土地の所有者と緑地信託契約を締結し、日野市が下草刈り、落ち葉清掃などの緑地管理をしておりました。しかし、残念なことに地権者が死去されまして、相続人は相続税を納付する必要性から、開発事業者、いわゆるディベロッパーに土地の売却を検討していたこともございまして、日野市から都に対して保全地域制度を活用した緑地保全ができないものかと

いう御相談をいただいたのが今回の経緯でございます。

右上の図にありますように、現在は日野市土地開発公社が緊急避難的に相続人から土地を買い取りましてディベロッパーによる開発を回避しておりますが、保全地域に指定された暁には、日野市は候補地の緑地管理をこれまでどおり継続するとともに、都が推進する人材育成事業等に協力する意向を示しております。

次に、候補地①、②を保全地域に追加指定する理由を、下の3. 3にまとめております。

候補地①は、台地の上側にある雑木林で、その崖の下に保全地域内で最大の湧水量を誇る湧水地点Ⅰがございます。

写真は、湧水地点Ⅰから候補地①の台地を見上げた景観の写真でございます。黄色の点線で示したとおり、谷地形になっているのがわかると思います。こうした谷地形が形成されるメカニズムを下の断面図に示しました。

台地の下から湧き出る湧き水と一緒に土砂も流出することになりますので、言ってみればだるま落としのように、だんだん地表が沈み込んで谷地形が形成されたと考えております。

右に地形図を載せておるのですが、候補地①から湧水地点Ⅰにかけて、谷地形が非常に発達していることから、地下水が候補地の真下を流れて湧水地点Ⅰで湧き出ていることが現状の地形からも読み取ることができます。

以上のことから、仮に候補地①が開発をされて建物の基礎工事等がなされますと、地下水の流れが変化をして、崖下の湧水地は多大な影響を受ける可能性が高いと考えております。このため、指定候補地の保全につきましては、都保全地域の特徴である水辺環境を保全するために必要不可欠な取り組みであると事務局では考えております。

6 ページの左上に、水環境保全学の専門家でございます東京農工大学名誉教授の小倉紀雄先生のコメントを今回の調査の際にいただいておりますが、同様の見解をいただいております。

指定候補地の自然環境について、6 ページの左側の中段から、3. 3. 2でまとめております。

指定候補地につきましては、これまで日野市が定期的な下草刈り等の維持管理をしているほか、地元研究者と連携をして、およそ37年間にわたって植生調査を実施しております。今回、昨年春の5月と秋の10月に実施されました調査結果を御提供いただいておりますが、この樹林地は、コナラ、エゴノキなど、高木からなる雑木林ということでございます。

(2) の①の下に枠がございますが、この枠内に記載しましたように、貴重な植物が多数

確認されております。特に、キンラン、キツネノカミソリなど、都が指定する絶滅危惧種も確認されており、指定候補地①、②につきましては、住宅地の近傍でありながら良好な樹林地が形成されていることがわかりました。

以上の結果を踏まえまして、保全地域を拡張する理由を7ページの右上「3. 4 まとめ」でまとめております。

これまでの繰り返しになるのですが、豊かな湧水地、また、絶滅危惧種が生息をします雑木林を保全するために、都としては、候補地①、②を東豊田緑地保全地域の一部として指定し、日野市、また、その地域の住民の方々と連携をしまして永続的に保全をしていきたいと考えております。

8ページですが、今回の保全地域の指定拡大に当たりまして、保全計画も変更する必要があるため、あわせて御審議をお願いしたいと考えております。

左上段は、保全地域に指定した昭和50年当時の植生図と、その下段に平成24年の植生図を並べております。

昭和50年の植生図では、黄色のところ、番号で言うところ66と付番されているところが非常に多いと思うのですが、ここは樹群を持った公園ということで、基本は木が生えている公園みたいなイメージだと思うのですが、これが保全地域の北側と南側に帯状に分布をしております。下の平成24年になりますと、先ほど御説明したとおり、その多くが緑色のコナラークヌギ群集、いわゆる雑木林に変化をしております。全体として、昭和50年当時と比べて、樹林地の自然の度合いが非常に高まっているということになります。また、昭和50年当時にはなかった紫色のハンノキ群落や水色の湿性植物群落も確認できます。

植生変化の要因を、右の表にまとめております。色を見ていただければわかるのですが、一見して緑色が非常にふえていることがわかると思います。

昭和50年当時は、外来種のニセアカシアという樹木が公園部分に多く存在していたようなのですが、その後、選択的な伐採を行っていくことによって、コナラの雑木林に変化をしていったと考えております。

既に御説明をいたしました但、日野市が昭和58年に黒川清流公園を整備して、ここの表の中で青色のところを赤い点線でくくっていますが、青色の「開放水域」、いわゆる湧き水の池をたくさん整備した結果、水辺環境に適したハンノキ群落、湿性植物群落など、希少な植物群落が発達してきたという経緯がございます。

こうした植生の変化を踏まえまして、昭和50年当時に策定をした保全計画を改正する必要

があると考えております。

9 ページは、今回の変更後の保全計画書の骨子を示しております。

左上の「（１）自然の保護と回復のための方針」でございますが、日野台地の段丘崖という特徴的な地形に残る雑木林、また、豊かな湧水を背景に成立したハンノキ群落等の湿性林、湿性草地など、多様な自然環境を保全するとの方針といたしました。国際的にも危機意識が高まる生物多様性の保全を明確化するため、動植物の生息・生育環境を維持・回復するとの視点も加えております。

「（２）植生管理に関する事項」ですが、下の表をごらんください。

改正点としまして、現在の植生にハンノキ群落と湿性植物群を現存植生に追加して、その管理方針を示しております。

現地を見ますと、アズマネザサというササ類が非常に繁茂しておりますので、その侵入を防止するなどして良好な維持管理を目指す内容となっております。

右上の「（３）保全地域の活用その他の運営に関する事項」については、ほぼ従来どおりということなのですが、１点、新規事項としまして、２ポツ目に「日野市においても、都と協議の上、環境学習や人材育成等の場として積極的な利活用を図る」という事項を追加いたしました。

「日野市立カワセミハウス」という緑色のチラシを机上に置かせていただきましたが、日野市は、平成29年４月から保全地域の隣接地に環境学習施設カワセミハウスを開設いたしまして、各種の環境事業を実施しております。今後は、都と日野市がしっかり連携をして、先駆的な取り組みを実施し、他の保全地域の模範となるような成果を出していきたいと考えております。

9 ページに戻りますが、「（４）自然の保護と回復のための規制に関する事項」「（５）施設に関する事項」については従前のおりでございます。

なお、日野市に対して保全地域の拡張について意見照会を行いました。資料１－３でも添付させていただきましたが、異議なしという回答をいただいております。

駆け足でございましたが、案件の概要説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○田中会長　ありがとうございました。

この件につきましては、計画部会において御審議をいただいておりますので、その結果につきまして、亀山計画部会長より御報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○亀山部会長 計画部会長の亀山でございます。

現地につきましては、今、課長から非常に丁寧に説明していただきましたので十分御理解いただけるだろうと思いますので、審議の経過につきまして御報告させていただきます。

この件でございますけれども、計画部会は平成29年11月24日に東豊田緑地保全地域の現地調査を行いまして、同時に区域の拡張と保全計画の変更につきまして審議を行いました。

主な審議内容でございますが、一つは、東豊田緑地保全地域の自然環境全般について多くの委員から御意見をいただきました。段丘崖の豊富な湧水など、日野市の地形、地質の歴史を物語る非常に特徴的な地形が残されておって、貴重な自然地であるという御意見をいただきました。また、市民が水と緑に親しめる機会を提供するために親水公園を整備してきたという取り組みも高く評価する御意見をいただきました。

都から諮問のありました区域の拡張については、現地調査で拡張予定区域の現況を確認いたしました。先ほど課長が説明されましたように、ここは湧水を保全する上で特に大事な場所だということでございまして、そういったことについての御意見をいただきました。

もう一つは、この区域は日野市で草刈りをしたり、落ち葉の清掃をしたりというような雑木林の維持管理を非常に熱心にやっけていただいているということで、これまでの保全地域として、遜色のない、良好な雑木林が維持されていることを確認いたしました。また、先ほど言いました谷頭でございますが、これから谷が削られて形成されていく先端部分を守る観点からも保全が非常に大事だという意見もいただきました。

保全管理につきましては、この場所のコナラの雑木林は全体としてよく管理されているという意見をいただきましたし、先ほどありましたように、ハンノキの群落が保全地域に指定されてからだんだん発展されて、湿性の林は割と少ないのですけれども、湿性の林ができてきたことについても評価をしていただきました。

この地域の利活用につきましては、事務局から御説明がありましたように、日野市はこの場所に環境学習施設のカワセミハウスを昨年の春から整備をしております、今後、この地域を初めとして、日野市の緑を守る拠点としての機能に期待するという御意見をいただきました。

部会としては、保全活動の団体間の意見調整とか、市民への普及啓発などの役割をカワセミハウスで担っていただいて、都と日野市が連携して緑地保全活動を一層進めていただきたいと考えております。

以上の審議を踏まえまして、計画部会としては、東豊田緑地保全地域の区域の拡張と保全

計画の変更につきまして、出席委員 6 名が全員一致で妥当であるという結論に至りました。

私からの報告は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございました。

この審議案件は、条例に基づく保全地域制度を活用して緑地を保全するという内容のものと思います。

ただいまの事務局からの御説明、それから、亀山部会長からの部会報告を踏まえまして審議をお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いいたします。

葉山委員、どうぞ。

○葉山委員 葉山と申します。

指定区域の変更については異議はないのですが、この後の管理方法について一言意見をさせていただきます。

資料 1－2 で現存する生き物が紹介されていましたが、その中で爬虫類としてミシシippアカミミガメとキバラガメとございます。これは両方ともアカミミガメの亜種で外来種なのですが、こういうものがこの後さらに放畜されないようにとか、数がふえないようにというのを、ぜひ地域の環境学習の取り組みの一つとしてメニューに入れていただければと思います。

○田中会長 事務局、よろしいでしょうか。

○内藤緑環境課長 御意見ありがとうございます。

外来種対策は、東豊田だけの問題ではなくて、保全地域全体にかかわる問題と我々も認識をしております。ここでもいろいろなものが放畜されていると聞いておりますので、カワセミハウス等とも連携をしまして、外来種の放畜についても日野市としっかり連携をしてやっていきたいと思っております。

○田中会長 ほかにございますか。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 大きく分けて 2 点確認させていただきます。

先ほど御説明いただきましたとおり、こちらはコナラークヌギ群集で雑木林ということでございまして、雑木林は、人の手が入って整然と整理をされて、それが永続的に続いていく、自然の保護に大変大事なことという視点で私は理解をしているわけですが、今回の候補地①、②の管理の方法として、日野市が行われている管理の方法が、これまでと変わらない、また、これからも変わらないという点を確認させていただきたい。これが 1 点目です。

2点目なのですが、湧水地点Ⅱの崖の上のところについては、私有地であるのか、宅地なのか、どのような部分かわからないのですが、ⅠとⅢについては崖の上の部分が今回このように指定されるわけですがけれども、現状、Ⅱの上部に当たっては、どのような形になっているのか。この2点、お伺いいたします。

○内藤緑環境課長　ありがとうございます。

1点目の雑木林の管理につきましては、基本的に日野市もこれまでどおりの管理を継続していくということがございます。今回、保全計画も変わりますので、そこは実際に地元の地域団体と連携しながら保全活動をしておりますので、この方々とコミュニケーションをとりながら少しでも改善していければと考えております。

2点目の湧水地点Ⅱの上のところは、アパートか何かが建っている状況でございます。昭和50年当時から既にそこに民家があったのかというのは手元の資料ではわからないのですが、開発が進んでいる中で、昭和50年ごろにここを何とかしたいという地元からの要望があったと聞いておりますので、その結果、こういった形で保全地域に指定したという経緯がございます。

○田中会長　古城委員、よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにございますか。

江藤委員、どうぞ。

○江藤委員　資料1－2の5ページ、右側で「3. 3　追加指定する理由」の中黒の2つ目の2行目で「斜面が沈み込み」とございます。「沈み込み」というのは、沈降とか隆起とか、大きい地殻変動の表現に当たりまして、この場合は「斜面が削られ」というのが適正な表現ではないかと考えています。

以上です。

○田中会長　事務局、お答えできますか。

○内藤緑環境課長　先ほど申し上げたように、だるま落としのように、湧水と一緒に土砂も流出するということで「沈み込み」という表現を使ったのですが、当然、雨が降れば、今は谷地形が発達していますので、雨が流れ込んで削り込むということもありますので、そこは我々も認識を改めていきたいと思えます。ありがとうございました。

○田中会長　亀山部会長、何かございますか。

○亀山部会長　亀山です。

今の点につきましては、私も非常に興味を持って現地を見ておりましたけれども、通常、

削られる場合は表面侵食なのですが、ここの場所は表面侵食が起きていないのです。ややくぼんでいる形なのですが、大量の水が流れ込んで表面侵食が起こっていないところが不思議なのです。むしろ下からの湧水の量が物すごく多いので、本当に沈み込む感じなのです。

実はこのあたりは、日野市は谷戸がたくさん形成されているのですけれども、大量に出ている湧水の下は本当に沈み込むのです。沈み込んでいって、長い時間かかると今度は谷の形成方向に進めますので、そうすると、完全に谷ができて表面侵食が起こってくるのです。そういう点では、表面侵食が起こる前の段階で沈み込み始めているという地形なのです。この辺の谷戸のでき方がすごく特徴的で「沈み込み」という表現にしているのです。

先ほど課長も説明しましたがけれども、この地形で非常に大事だと思いますのは、ここはとも眺望がいいところで、富士山がよく見えるいいところなのですが、こういうところにマンションを建てたくなる気持ちはよくわかるのですが、沈み込んでいるので地盤がすごく弱いのです。相当長いくいを打たないとマンションは建たないので、長いくいを打つと湧き水の層の下、砂れきと粘土の層をぶち抜いてしまって、上総層群をぶち抜かないと建たないので、そうすると、湧き水が漏れてしまって、湧水がなくなってしまう可能性があるということも危惧されたので、ここはすごく大事な場所だなと思ったのです。

あえて「沈み込み」という表現にしたのは、そういうところでございますので御理解いただければと思います。

○田中会長 計画部会では、現地を直に視察されているわけですね。

○亀山部会長 はい。

○田中会長 江藤委員、どうぞ。

○江藤委員 今、お聞きしたのは、地上の幾つかの地層は、一番上からローム層、砂れき層、その下の上総層、これが全体に湾曲しているということなのかどうか。それならば「沈み込み」という表現も悪くはないと思っています。

○亀山部会長 掘削して調べているわけではありませぬので、深いところがそういう形になっているかどうかは見えないのですけれども、観察した結果はそういうように見えました。それから、専門家の小倉紀雄先生も、6ページの左上でそのようにおっしゃっておいりましたので、妥当な見方かなと思ったわけでございます。

○田中会長 湧水が形成されて流出することによって、土壌の内部が運ばれて侵食される。そこに空洞みたいな形ができますので、それが徐々に沈み込んだという形成プロセスではな

いかと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○亀山部会長 結構です。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 私は、計画部会の一員として現地調査にも参加してまいりました。

今のような議論があった場所も大変興味深いということで、こういうところを保全することは非常に意義があるという感想を持ちました。

現地もちょうどよく手が入っていて、手の入り過ぎた都市公園とは違って、環境教育的にも非常に適した場所だと思います。そこに、さらにこういう形で追加変更することは大変事宜にかなっていると思いました。

ここが開発をされそうになった危機を、土地開発公社、日野市、東京都が連携して未然にガードしたということで、行政の手腕、対応を評価したいと思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

田島委員、どうぞ。

○田島委員 田島です。

非常に重要なアクションをしようとしているということで、ありがとうございます。

1点、資料の中でお聞きしたいのですけれども、資料1-2の5ページの右上の土地所有関係で、今は一時的に公社が土地保有をしている。これが区域を拡張することによって、今回追加指定をすると、どういう形で永続的に保有できるようになるのかというのが御説明の中にはなかったと思うので教えていただきたいと思います。

○田中会長 事務局、お答えをお願いいたします。

○内藤緑環境課長 保全地域につきましては、当然、指定が先に立ちます。その後、土地につきましては、私有地もあれば、東京都が買い取りをして公有地化する、どちらかの道に分かれております。

今回のケースですと、日野市の土地開発公社はそれほど長くこの土地を持てないという前提で、あくまで緊急避難的になりますので、いずれは公有地化される予定になっております。

○田中会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

一之瀬委員、どうぞ。

○一之瀬委員 一之瀬です。

私は計画部会のメンバーでありながら、現地にも行っておりませんでよく承知していないのですけれども、基本的には大賛成で、この中身に関しては特に大きな意見はありません。

1点だけ教えていただきたいのが、資料1-2、9ページの管理方針というところが、植生タイプごとに書かれております。19のコナラクヌギ群集に関してなののですけれども、最後に「大径木については可能な限り保全する」と一文つけ加えられているのです。

この点について、亀山部会長を初め、皆さん御専門ですので、二次林といいますか、コナラクヌギだと、当然、萌芽更新をしていかなければいけないというのが大前提にあつてなのですが、最後の一文が加わっている意味というか、大事なところをぜひ教えていただけたらと思います。

○田中会長 亀山部会長、お願いします。

○亀山部会長 この場所は、基本的にコナラクヌギなののですけれども、斜面ですので、ところどころに物すごく大きいケヤキがあるのです。これらはとてつもなく大きいのです。直径1メートルぐらいのケヤキがございまして、これはとっておかないといけないというのがありますので、その大径木は残したい。ほかは更新するという考え方でいいと思います。

ちょっと舌足らずで申しわけないですが、そんなことでございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

非常にたくさんの御意見、御質問をいただきまして、ありがとうございます。

御意見が出尽くしたようでございますので、ここで皆様にお諮りいたします。

諮問第443号「東豊田緑地保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更について」につきましては、本審議会として、計画部会長からの御報告のとおり適当であると認め、知事に答申したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○田中会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

以後の手續につきましては、事務局のほうでよろしく願いいたします。

それでは、審議案件の2番目、諮問第444号「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について」、初めに事務局から事案の説明をお願いいたします。

○高木森林再生担当課長 自然環境部森林再生担当課長の高木でございます。

諮問第444号「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について」の案件について御説明させていただきます。

資料2-1をごらんください。A4縦の一枚物でございます。計画変更の概要の資料でございますので、この資料に沿って説明いたします。

一番上の四角のところで、第12次鳥獣保護管理事業計画についてですが、この計画は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法に基づき、国が定める鳥獣に関する基本方針に則して都が実情を踏まえて策定する計画でございます。

現行の第12次鳥獣保護管理事業計画は、昨年度の審議会で御審議いただき、計画期間は平成29年4月1日～平成34年3月31日として策定いたしました。

今回、オオタカに関して、国の法律の取り扱いが変更となったため、本計画もそれに合わせて変更を行うものです。

国の動きについてですが、これまでオオタカは国内希少野生動植物に指定されておりましたが、種の保存法施行令が一部改正されたことを受け、平成29年9月21日付で指定が解除されました。その結果、鳥獣保護管理法の施行規則も一部改正となり、平成30年4月1日からはオオタカは希少鳥獣の指定が解除されることとなります。

なお、海外産のオオタカは高額で市場取引されており、国内産のオオタカも高い市場価値が生ずることが考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止するため、継続的な保護及び管理に努める必要があります。そのため、オオタカは販売禁止鳥獣等に追加指定され、流通が規制されることとなります。

都の対応でございます。希少鳥獣指定解除に伴って、都として2点の対応が必要となります。

1点目は、これまで国の権限で行われていたオオタカの捕獲許可、販売許可が都知事の権限となります。2点目は、鳥獣保護管理法に基づき国が定める基本指針も一部変更となるため、第12次鳥獣保護管理事業計画の変更が必要となります。今回は、この変更案を御審議いただきます。

第12次鳥獣保護管理事業計画の変更点でございますが、変更する部分は次の2点です。

1点目は、オオタカの捕獲許可及び捕獲個体の取り扱いについての考え方を追記しました。
2点目は、オオタカの販売許可の際の条件を追記しました。

1点目の捕獲許可及び捕獲個体の取り扱いについてですが、先ほど申し上げましたように、オオタカの捕獲許可及び販売許可が都知事の権限となりますので、この考え方を追記いたし

ます。

変更案につきましては、資料２－２、A4横版の新旧対照表をごらんください。表の右側の「現行」は、現在の鳥獣保護管理事業計画の文言です。表の左側の「変更案」の赤字下線が追記部分となります。

変更点の１点目の捕獲許可の考え方の追記、１ページ目の「変更案」の下の方の赤字部分を読み上げさせていただきます。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

オオタカについては、管理を目的とする捕獲、いわゆる有害鳥獣捕獲は原則認めません。例外的に捕獲を許可する場合には、申請の時点で被害防除対策を行っていて、それでもなお、顕著な被害が続く場合を想定しております。

捕獲の申請があった場合でも、被害防除対策を行っているのか、具体的な被害状況、被害を与える個体が特定できているのかなど、案件ごとに状況を把握して慎重に対応していきます。

捕獲後の処置については、捕獲許可を申請する場合にあわせて申請してもらうことになっております。

有害鳥獣捕獲は、一般的に殺処分することを想定して制度を運用しておりますが、今回のオオタカに関する国の基本指針の改正では、有害鳥獣捕獲後の飼養についても定められております。

しかしながら、これまで種の保存法の規制により、市場外流通がなされなかった国内産のオオタカについて、その個体を飼養して一般流通することにより、密猟の助長が懸念されることから、オオタカの捕獲後の処置において飼養を選択する場合は、動物園などの公的機関での飼養に限定するものです。また、公的機関での飼養を限定する期間について、変更案では「当面の間」としてありますが、今回の第12次鳥獣保護管理事業計画が平成34年３月31日までの期間であり、少なくともこの期間中は「当面の間」としたいと考えております。

なお、「当面の間」を次の第13次の計画においても継続するかどうかについては、次期計画を策定する際の状況に応じて判断させていただきたいと思っております。

2点目の販売許可の際の条件の変更についてです。資料2-2の2ページ目をごらんください。赤字部分の4カ所の追記を考えております。

1つ目は、変更案の4-4の「(1) 許可の考え方」の①です。条文の追加になります。

今回追加する鳥獣保護管理法第24条第1項に定めている販売の目的は、学術研究と養殖になります。なお、従来からある規則第23条に規定する販売の目的とは、オオタカでは動物園など公的な施設での展示等となります。

2つ目は、「(1) 許可の考え方」の②について文言の修正です。

施行規則改正前は、販売禁止鳥獣の対象がヤマドリだけでしたが、今回、オオタカが追加されたので表現を改めました。現行の「捕獲したヤマドリの食用品としての販売等」を、変更案では「捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が」としております。

3つ目は「(2) 許可の条件」の変更案の全般です。

現行の許可の条件は、従来、唯一の販売禁止鳥獣であるヤマドリを対象とした条件でした。オオタカの追加に伴い、オオタカと区別するため、ヤマドリを追記しております。

4つ目は「(2) 許可の条件」の後半です。オオタカの販売許可証を交付する場合の条件の追記です。

オオタカは、現に保有している数量しか販売できません。また、販売するオオタカには足環をつけることになります。

変更点の説明は以上となります。今回の変更案の文言については、国の基本指針の文言と合わせておりますことを申し添えます。また、今、御説明した変更案を反映させた第12次鳥獣保護管理事業計画の全文が資料2-3の冊子となります。後ほど御確認いただきたいと思いますのですが、変更案の該当のページは18ページと35ページの赤字の部分となっております。

参考資料5について説明いたします。A4縦の2枚のものでございます。

こちらは、今回の計画の変更に対するパブリックコメント及び利害関係者への意見照会の結果をまとめたものです。

パブリックコメントについて、意見は0件でした。また、利害関係者に対しては12の団体に意見照会を行い、8団体から回答があり、賛成6団体、反対2団体でした。

回答のあった8団体のうち、3団体から4件の意見をいただきました。関係部局及び区市町村については、回答があったところはいずれも異議なしでした。

「5 意見と都の回答」について、3ページの【別紙】で説明いたします。こちらは、3つの利害関係者からいただいた4件の意見と都の回答をまとめたものです。

2つの団体から、今回、国内希少野生動植物種の指定が解除されたことにより、開発において、オオタカの生息環境への配慮がこれまでと同様になされないのではないかという意見をいただきました。こちらは意見の1と4が該当します。

この意見については、先ほどの資料2-1の概要のところ、一番下の点線内に記入しておりますけれども、都といたしましては、オオタカは国内希少野生動植物種の指定が解除されても、都のレッドリストにおける絶滅危惧の評価は継続しており、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく開発指導の取り扱いについては、オオタカの生息環境に関する配慮をこれまでと変わらず行っていくことになります。

参考資料5に戻っていただきまして、意見の2は管理目的の捕獲に対する対応、意見の3は、捕獲後、飼養する際の「当面の間」という文言について御意見をいただきました。

これは先ほど説明させていただいたとおりでございますけれども、管理目的の捕獲、いわゆる有害鳥獣捕獲は原則禁止とし、例外的に捕獲を許可する場合でも事案ごとに状況を踏まえて慎重に対応していきます。また、捕獲後の飼養の期間は、現行の計画の期間を「当面の間」といたします。

諮問第444号「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について」の案件の説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございました。

この件につきましては、鳥獣部会において御審議いただいております。その結果につきまして、石井部会長より御報告をお願いいたします。

○石井部会長 部会長の石井です。

諮問第444号「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について」の案件について、鳥獣部会での審議経過及び結果を御報告いたします。

鳥獣部会では、昨年12月と本年の2月に計2回部会を開催して審議を行ってきました。その結果、第12次鳥獣保護管理事業計画の変更については、事務局から提示された案が妥当であるという判断をいたしました。

ただし、今の御説明にありましたオオタカの扱いについて議論になった部分がありましたので、2点御報告いたします。

1点目は、例外的な捕獲についてです。今回の変更案では、原則としてオオタカの管理捕獲を認めない。その中で、被害防除対策を講じても被害が顕著であって、被害を与える個体

が特定される場合に限って例外的に捕獲を認めるということにしています。このことについて、被害状況や個体識別等について、安易な推定によってオオタカが捕獲されないように配慮が必要であるという意見がありました。

管理捕獲の申請があった場合に、被害防除対策を行っているのか、具体的な被害状況、それから、被害を与える個体が特定できているのかなど、案件ごとに状況を把握して慎重に対応していくということになりました。

2点目ですが、開発に際しての配慮です。今回、国内希少野生動植物種の指定が解除されたことによって、開発に際して、オオタカの生息環境への配慮がこれまでと同様にはなされないのではないかとすることを危惧する意見が鳥獣部会でもありました。ただ、東京都のレッドリストでは絶滅危惧という評価は継続しています。

生息環境への配慮ということに関連して、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく開発指導については、オオタカの生息環境に関する配慮がこれまでと変わらないことを確認いたしました。

以上の2点が鳥獣部会で議論となった点です。

その上で、第12次鳥獣保護管理事業計画の変更については、関係人への意見聴取、パブリックコメントの結果等を踏まえて作成された最終案を2月9日の鳥獣部会において審議した結果、全会一致で適当という結論になりました。

以上で、鳥獣部会での審議経緯について報告を終えます。

○田中会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明、また、石井部会長からの部会報告を踏まえまして、審議をお願いいたします。

発言のある方は挙手をお願いします。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 河野です。よろしくお願いします。

都の御説明と部会長の御説明で大きくはわかったのですが、気持ちとしては、確認的な意味で伺いたいのです。

今回の諮問に対して、私も幾つか文献を読みました。環境省が出しております「猛禽類保護の進め方」をインターネットでとって見たのですが、オオタカについて記述されているところがありまして、保全措置の考え方とか、保全措置検証のための調査とか、そういうことがきちんと記されておりました。

生息地の保全が重要だということを文献で感じたところなのですが、東京都としては、国が希少種ということで法的には解除をしたが、扱いとしてはこれまでどおりで、保護・保全の考え方は変わらないというお話がありましたけれども、「猛禽類保護の進め方」できちんと記されている生息地の保全については、これまでどおりの取り組みを進められるのかどうかということをお伺いしておきたいと思いました。

○田中会長 事務局、お答えをお願いします。

○高木森林再生担当課長 河野委員、御意見ありがとうございます。

今の御質問の件につきましては、開発指導の許可に当たっても、国の希少鳥獣の枠が外れましても何ら変わるところはございません。国の「猛禽類保護の進め方」も参考にしながら、特に生息地の保全についても従来どおり対応していくということで考えております。

○田中会長 河野委員、どうぞ。

○河野委員 ありがとうございました。

御説明にありました参考資料5の「意見内容」の4番目に書いていただいている中で、オオタカに関しては、基本的に種の保存法における指定種の解除に今でも同意することはできませんということが記されております。こういうことを感じておられる方がいらっしゃるということもしっかり心にとめて、オオタカについて、いろいろな取り組みを進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○田中会長 要望ということでよろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいですか。

御意見が出尽くしたようでございますので、ここで皆様にお諮りいたします。

諮問第444号「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について」につきましては、本審議会として、鳥獣部会長の御報告のとおり適当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○田中会長 ありがとうございました。

諮問第444号「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について」につきまして、本審議会として適当であるということで答申いたします。

以後の手续につきましては、事務局でよろしく願いいたします。

以上で2件の審議事項の審議が終了しました。

続きまして、報告事項に入ります。

1 つ目は「高尾・陣場地区自然公園管理運営計画の策定について」に関し、事務局より御説明をお願いいたします。

○根来自然公園担当課長 自然公園担当課長の根来でございます。よろしくお願いいたします。

報告事案「高尾・陣場地区自然公園管理運営計画の策定について」、御説明いたします。

資料3、A3横のものをお開きください。

本計画は、特定の地域における自然公園の利用促進とか自然環境の保護に関し、具体実務を進めるための計画となっております。

諮問事項ではございませんが、昨年4月に本審議会より答申をいただき取りまとめました「東京の自然公園ビジョン」に基づき策定するものでありますことから、計画の概要や策定の進め方について御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

左上の「1 策定の背景」をごらんください。

明治の森高尾国定公園やそれを取り巻くように広がる都立高尾・陣場自然公園は、利用者も大変多く、利用者層も多岐にわたることから、地域の山林を所有する地権者や交通事業者あるいは地元自治体等の間で地域ルールを策定するという機運が高まっているエリアでございます。

地域ルールについては、昨年5月に公表いたしました「東京の自然公園ビジョン」の中でも、地域や地元自治体、土地所有者などの関係者と目標を共有し、良好な自然環境や景観の保全を図るため、管理運営協議会を設置し、地域ルールを策定していくという取り組みの方向性として明示してございます。あわせて、高尾における実施はリーディングプロジェクトにも位置づけていたところでございます。そこで、早速、このエリアにつきまして地域ルールの検討を開始いたしました。

こうした地域ルールの策定については、環境省が国立公園の場合について国立公園管理運営計画策定要領を定めてございます。この中で、どのような項目を、どのように定めるかということが、技術的助言として私どもにも示されているところでございます。

具体的には、左下の「2 管理運営計画の概要」にございますように、地域の目標像や利用方針あるいは許認可の取り扱い方針としての細部解釈等について明示することとなっております。また、策定に当たりましては、関係者の意見を十分に聴取し、反映させるとともに、パブリックコメントを行うようにということが示されております。

国定公園とか都道府県立自然公園についても、この国立公園の要領に準じて計画策定が望

ましいということですので、今回、このエリアの管理運営計画に盛り込むべき基本的な内容についても、右上の「3 高尾・陣場地区自然公園管理運営計画の構成イメージ」にお示しするようなものを策定していきたいと考えてございます。

右側中段「4 経過・今後のスケジュール（予定）」をごらんください。

この計画は、関係者が目標を共有し、一丸となってそのエリアの豊かな自然を保全し、利用に供していくためのものがございますので、国が定めた要領のとおり、まずは地域とともに原案を練っていくことが重要と認識してございます。そこで、当該エリアにかかわる関係者の参加を得た管理運営協議会を昨年設置いたしました。事務局は、私ども東京都でございます。

右下「参考」にございますように、その協議会には土地所有者の方や交通事業者、あるいは自然保護関係者、隣接する神奈川県などの参加も幅広く得てございます。

この協議会においてたたき台の検討を行いまして、素案についてパブリックコメントを行い、広く利用者等の皆様にも御意見をいただきたいと考えてございます。ただし、都として最終的にまとめる前には、自然環境保護の観点等について、より専門的見地からの御助言も賜りたいと考えてございます。

そこで、6月ごろの計画部会開催の機会を捉え、パブコメを反映させた素案の御報告をぜひさせていただきたいと考えておりますので、その際は、計画部会の委員の皆様におかれましては、御助言、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

その後、いただきました御助言や御指導を反映されたものを計画として取りまとめまして、第1四半期中には公表し、運用を開始するというスケジュール案を立てております。

高尾は、国定公園になりましてことしで満50周年を迎えるところでございます。地域を中心に幅広い関係者の皆様と一丸になりまして、豊かな環境をよりよいものにしていきたいと考えておりますので、引き続き御指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○田中会長 ありがとうございました。

報告事項の1件目「高尾・陣場地区自然公園管理運営計画の策定について」の御説明がございました。

ただいまの御説明を踏まえまして、御質問、御意見等がございましたら挙手をお願いいたします。特にございませんか。

それでは、この御報告のように事務局において進めていただきたいと思います。ありがと

うございました。

報告の2件目、「東京港鳥獣保護区の一部指定解除について」につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○高木森林再生担当課長 森林再生担当課長、高木でございます。

資料4をごらんください。「東京港鳥獣保護区の一部指定解除について」でございます。

鳥獣保護区とは何かということで、東京都では狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として鳥獣保護区を指定しております。

現在、東京都指定の鳥獣保護区は、昨年11月1日に新たに指定した八丈小島を含めて39カ所、面積は約4万9,000ヘクタールでございます。

東京港鳥獣保護区についてでございますが、このたび、一部指定解除を予定しております。東京港鳥獣保護区につきましては、「参考」で地図を示してございます。東京港野鳥公園、葛西臨海公園や三枚洲など、鳥類の生息に適した環境が残されており、サギ類、カモ類、カモメ類など、水辺や水面を利用する鳥類が多く確認されている区域でございます。このため、集団飛来する渡り鳥の保護のために必要な区域であると認められることから、東京港鳥獣保護区として昭和62年3月31日に指定して現在に至っております。面積は1万1,750ヘクタールでございます。

都指定の鳥獣保護区のうち、「参考」の2枚目の地図ですが、東側の青い枠で囲まれた部分、葛西沖周辺に広がる干潟になりますが、このたび、国指定の鳥獣保護区となるために自動的に一部解除となる予定でございます。

1枚目に戻っていただきまして「国の動き」でございますが、東京港鳥獣保護区の一部を含む江戸川区の葛西沖周辺に広がる干潟について、スズガモ等の多くの渡り鳥の越冬地として重要であることから、国指定の鳥獣保護区及び特別保護区の指定に向けて調整をしているということでございます。指定面積は380ヘクタール、そのうち96%の367ヘクタールが特別保護地区となる予定です。

国における今後のスケジュールですが、現在、パブリックコメントが実施されているところです。3月10日にパブリックコメントの募集が終了となり、3月中には提出された意見を取りまとめたものが公表されます。その後、時期は未定ですが、国の中央環境審議会で指定計画書案が諮問、答申され、その答申を踏まえて官報への指定内容の告示となります。

今回、国指定の鳥獣保護区と都指定の鳥獣保護区が一部重複することになりますが、鳥獣

保護及び管理並びに飼養の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法の第33条の規定に基づき、国指定の鳥獣保護区が指定された場合は、都指定の鳥獣保護区はその指定が解除され、重複する区域以外の区域に変更されたものとみなされます。そのため、東京港鳥獣保護区は国指定の鳥獣保護区の指定に伴い、重複する部分は自動的に解除されて国指定の鳥獣保護区となり、その区域以外の区域が都指定の東京港鳥獣保護区となります。

なお、御説明したとおり、鳥獣保護管理法の規定に基づき、都指定の鳥獣保護区が自動的に一部解除、また、変更となるものでございますので、本件につきましては、本審議会の報告事項とさせていただきます。

説明は以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

報告事項の2件目、「東京港鳥獣保護区の一部指定解除について」の御報告でございました。

ただいまの事務局からの御説明を踏まえまして、御質問、御意見等がある方は挙手をお願いいたします。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 私は江戸川区に住んでおりますので、一言、要望を込めて意見を述べさせていただきます。

今度、国指定になります保護区は、遠浅の海で、東京でも珍しいスズガモなどもやってくる海の湿地帯というか、そういう地域になっています。この地域は、もっと北のほうも水没民有地ということで本当にすごく遠浅の砂地だったのですけれども、区画整理事業が行われて、葛西臨海公園と海浜公園を東京都の力でつくってきたという歴史があります。

地域の方は、明治とか昭和の時代に半農半漁ということで生活を立てておられて、海への思いは大変深く考えておられる方がいらっしゃいますので、今回、都から国に指定が変わるという点で、いろいろな地域住民の声もぜひお聞きいただける、さまざまな努力をこの機会にお願いしておきたいということで発言させていただきました。よろしく願いいたします。

○田中会長 御要望として承りたいと思いますが、事務局、よろしいですか。

ありがとうございます。

ほかにございますか。特にございませんか。

ただいま委員から提案されました要望等を含めまして、事務局において本案件につきまして進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、本日予定されておりました全ての議事は終了いたしました。

そのほか、事務局から連絡事項など何かございますか。

○成澤計画課長 事務局から、特に連絡事項はございません。

御審議、どうもありがとうございました。

○田中会長 本日は、非常に活発な御審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして、第141回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後 3 時 2 2 分閉会)